

平成 30 年 7 月 31 日

環境省共同発表

家電リサイクル法対象機器の不適正処理に係る勧告及び
報告徴収を行いました

アーク引越センター株式会社において、排出者から引き取った廃家電の一部が、製造業者等以外の者（産業廃棄物処理業者やいわゆる不用品回収業者）に引き渡されていたことから、経済産業省及び環境省は、家電リサイクル法第 16 条第 1 項に基づき、アーク引越センター株式会社に対し、排出者から廃家電を引き取ったときは、製造業者等に当該廃家電を引き渡すべき旨の勧告等を行いました。

1. 経緯・事実関係

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当するアーク引越センター株式会社（本社：愛知県名古屋市）に対して、経済産業省本省が聴き取り調査を行ったところ、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物（以下「廃家電」という。）の一部が、製造業者等以外の者（産業廃棄物処理業者やいわゆる不用品回収業者）に引き渡されていたおそれがあることが認められました。

これを受け、平成 30 年 7 月 4 日、経済産業省及び環境省においてアーク引越センター株式会社に対し、家電リサイクル法第 52 条に基づき報告を求めたところ、同月 13 日、以下のとおり、全 13 支店（物流センターを含む。）で、製造業者等以外の者に逆有償又は無償による引渡しが行われたとの報告を受けました。

アーク引越センター株式会社から報告された、引き取った廃家電の一部について製造業者等以外の者への引渡しを行っていた台数（平成 26 年 4 月から平成 30 年 5 月まで）

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計
5,107 台	1,156 台	1,953 台	2,736 台	10,952 台

※ アーク引越センター株式会社からの報告によれば、平成 26 年 4 月よりも前から製造業者等以外の者への引渡しが行われていましたが、具体的な始期は不明です。上記の台数はアーク引越センター株式会社が社内調査を行い推定したものです。

2. 家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収

小売業者には、家電リサイクル法第 10 条の規定に基づき、排出者から引き取った廃家電を製造業者等に引き渡す義務が課せられており、本件は当該引渡義務違反に該当することから、平成 30 年 7 月 31 日付けで家電リサイクル法第 16 条第 1 項及び第 52 条に基づき、以下のとおり勧告を行うとともに報告を求めました。

(1) 勧告の名宛人

アーク引越センター株式会社 代表取締役社長 杉原 正憲

(2) 勧告の内容

排出者から廃家電を引き取ったときは、自ら当該廃家電を機器として再度使用する
場合、又は機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する
場合を除き、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該廃家電を引き渡すこ
と。

(3) 報告を求めた事項

①平成30年7月からの1年間における、全支店の毎月の廃家電の引取り及び引渡し
の状況

②平成30年7月からの1年間における、家電リサイクル法違反についてのコンプライ
アンス体制の強化を含む再発防止策の四半期ごとの実施状況

※報告期限 ①: 当該月の翌月末まで

②: 当該四半期の末月の翌月末まで

3. 引越業者の団体と連携した周知徹底

アーク引越センター株式会社は引越業者であるところ、家電リサイクル法上の小売業者に該
当する引越業者に対する勧告は本年度2件目となることから、引越業者における家電リサイ
クル法の遵守を図るため、引越業者の団体と連携し、引越業者向けの家電リサイクル法に関
する説明会を開催することなどにより、適正な引渡しをはじめとする家電リサイクル法の遵守
の周知徹底を行います。

また、他の小売業者についても、小売業者の団体を通じ、適正な引渡しの周知を行います。

4. 参考(会社概要)

会社名	アーク引越センター株式会社
代表者	代表取締役社長 杉原 正憲
本社所在地	愛知県名古屋市中川区荒子4丁目218番地
主な事業	引越運送、引越付帯サービス業務

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局 情報産業課 環境リサイクル室長 田中(伸)

担当者: 鈴木、田中(雄)

電話: 03-3501-1511(内線 3981~7)

03-3501-6944(直通)

03-3580-2769(FAX)

環境省環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室長 小笠原

担当者: 中根、高橋

電話: 03-3581-3351(内線 6804、7863)

03-5501-3153(直通)

03-3593-8262(FAX)

引越業者の皆様へ

家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適切に製造業者等に引き渡す必要があります。
- ◆ このため、お客様（排出者）から廃家電の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越業者がとるべき適切な対応

①引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

➤ 消費者（排出者）からの引取義務

■ 小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電を引き取る義務があります。

ア. 自らが過去に小売販売をした廃家電の引取りを求められたとき

イ. 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器に係る廃家電の引取りを求められたとき

※ア・イ以外の場合であっても、廃家電の引取りを行うことが可能です。ただし、引取りを行った場合には、下記の引渡義務や管理票の交付・管理・保管等義務が発生します。

➤ 製造業者等への引渡義務

■ 小売業者は、廃家電を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所に運搬し、製造業者等に引き渡す義務があります。

①自ら製品としてリユースする場合

②当該廃家電を製品としてリユースする者（ex.消費者）に有償又は無償で譲渡する場合

③当該廃家電を製品としてリユース販売する者（ex.リユース業者）に有償又は無償で譲渡する場合

※②③については、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれらを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

➤ このほか、収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む。）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務があります。

家電リサイクル法上の小売業者の義務についての詳細は、下記ページに掲載されている小売業者の義務に関する資料を御覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html



②引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当しない場合

- 廃家電の収集運搬を行うことができる一定の場合を除き、引越業者は、廃家電の運搬を行うことができません。引っ越し予定のお客様に対しては、前もって、家電4品目を処分する場合には、当該家電4品目を購入した小売業者などに依頼するか、小売業者に引取義務がない廃家電については市区町村に相談するよう伝えてください。

※小売業者や市区町村の引取りは、引っ越しの日の直前に依頼されても対応できません。引っ越しを行うお客様には前もって廃家電の処分の手配を行うよう伝えてください。

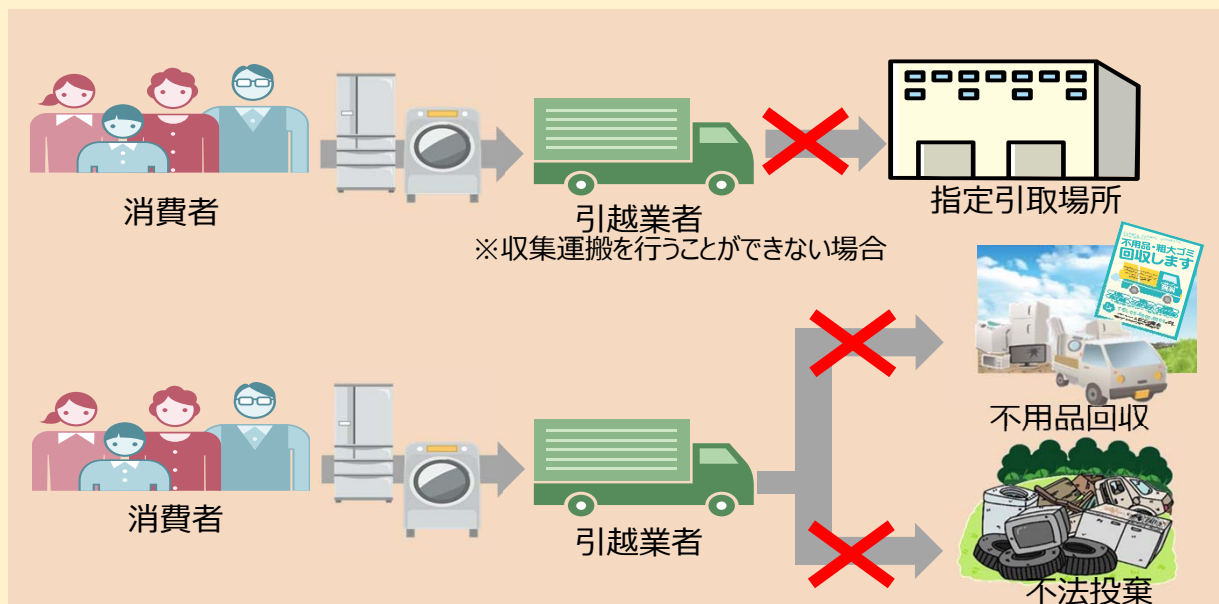
- なお、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者が、廃家電の運搬を行うことができる場合とは、一般廃棄物収集運搬許可（事業所から排出される廃家電については、産業廃棄物収集運搬許可）を有する場合などです。

③引っ越しを考えているお客様に対して、廃家電の適正排出を依頼してください

廃家電については家電リサイクル法等に則した適正な排出を行うよう、引っ越しを考えているお客様に依頼してください。（引っ越しを行う消費者向け資料をご活用ください。）

引越業者がしてはいけないこと

- 廃家電の収集運搬を行うことができない引越業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。また、廃家電の収集運搬を行うことができる引越業者が、引き取った廃家電を製造業者等に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



経済産業省の家電リサイクル法特設サイト（消費者向けサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

